

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日及び令和元年10月1日より消費税(国・地方)が引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和8年度那珂川町一般会計予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途状況については、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 190,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる
社会保障施策に要する経費 1,394,915 千円

(単位:千円)

事業名	令和8年度 予算額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県 支出金	町債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
障害者福祉費	556,636	388,818			167,818	44,000
老人福祉費	352,425	25,725		9,917	316,783	82,000
児童措置費	289,787	182,157		25,485	82,145	21,000
母子福祉費	49,161	17,884			31,277	8,000
予防費	98,682	11,492			87,190	23,000
健康増進費	48,224	1,473			46,751	12,000
合計	1,394,915	627,549	0	35,402	731,964	190,000

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、社会保障施策に要する経費における一般財源の比率であん分しています。